

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第4回会議 議事要旨

| | | | |
|-------------------|--|-------|-------|
| 開催日時 | 令和7年8月18日（月） 午後2時58分～午後9時30分 | | |
| 開催場所 | 松江地方合同庁舎 島根労働局専用大会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| 主要議題 | 1 金額審議 2 島根県最低賃金について（採決） 3 専門部会報告書採択 | | |
| 議 事 要 旨 | | | |
| 1 | 部会長が、本日の会議は採決を除く、原則公開とするが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とする場合があることを説明した。 | | |
| 2 | 部会長が、前回の労使双方の意見、提示された引上げ額の説明を行い、双方からの意見を踏まえた結果、本日の審議について公労、公使協議を行うこととなった。 | | |
| （公労協議・公使協議） | | | |
| 3 | 部会が再開され、部会長から、これまで専門部会として審議を尽くしてきたものの、労使双方の金額の一一致、合意を見出すことができなかつたことから、公益委員見解を示し、賛否を諮りたい旨の提案がなされ、採決を行うこととなった。 | | |
| 4 | 部会長が、公益委員見解として、「引上げ額71円、1時間1,033円」とする旨、提示した。 | | |
| 5 | 採決の結果、（会長を除き）賛成5名、反対3名で決議され、島根県最低賃金について、「引上げ額71円とし、1時間1,033円とする。」として、審議会へ報告することとなった。 | | |
| 6 | 部会長から、全会一致とならなかつたため、本審を開催し、本審議会において議決することとなる旨説明した。 | | |
| 7 | 使用者側委員から附帯決議について提案があり、答申文案と合わせて決議することとなった。 | | |
| （専門部会報告書案作成のため休憩） | | | |
| 8 | 部会が再開し、専門部会報告書案が審議、議決された。 | | |
| 9 | 賃金室長から、専門部会報告書により、この後、この会場で第443回審議会を開催することを説明した。 | | |

10 部会長が、審議会令第6条第7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。